



山形県公報

令和6年2月9日(金)
第477号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 介護医療院の開設の許可……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……103
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……104
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……105
- 都市計画事業の変更の認可……………(都市計画課) ……同
- 公有水面埋立ての免許の出願……………(空港港湾課) ……106

教育委員会関係

訓 令

- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………107

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……同
- 同……………(同) ……109
- 同……………(同) ……111
- 同……………(同) ……112
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……114
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……115
- 同……………(同) ……同

告 示

山形県告示第93号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。
令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護医療院の開設者の名称 又は氏名	介護医療院の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
一般財団法人三友堂病院	三友堂介護医療院 米沢市成島町三丁目2番90号	介護医療院サービス	令和6.2.1

山形県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営円能寺・沖地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営円能寺・沖地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和6年2月13日から同年3月13日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた県営杉沢前田地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営杉沢前田地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和6年2月13日から同年3月13日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営京田川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営京田川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所、酒田市役所及び三川町役場

3 縦覧に供する期間

令和6年2月13日から同年3月13日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第97号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市、上市市、天童市、東村山郡山辺町、同郡中山町、寒河江市、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡大石田町

2 公共測量を実施した期間

令和5年9月20日から同年12月20日まで

3 作業の種類

公共測量（道路管理）

山形県告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・2・5号旅籠町八日町線及び3・2・7号十日町双葉町線

3 変更の内容

事業施行期間及び事業費の変更

4 事業施行期間

平成29年4月14日から令和10年3月31日まで

山形県告示第99号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、県土整備部空港港湾課及び港湾事務所において、令和6年2月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和6年2月9日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 出願年月日

令和6年1月23日

2 出願者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

山形県

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

山形市緑町四丁目3番9号

3 埋立区域

(1) 位置

酒田市高砂229番地及び230番地に接する国有海浜地並びに同231番地及び236番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 古湊三等三角点（北緯38度57分00秒 東経139度49分28秒）

①の地点 基点 から 249度13分30秒 1,399.14メートルの地点

②の地点 ①の地点から 21度54分00秒 643.86メートルの地点

③の地点 ②の地点から 111度53分51秒 15.08メートルの地点

④の地点 ③の地点から 21度54分00秒 6.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 111度54分01秒 162.81メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 201度50分19秒 649.86メートルの地点

(3) 面積

115,746.12平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

酒田市高砂229番地及び230番地に接する国有海浜地並びに同231番地、234番地、236番地、238番地、241番地、242番地、244番地、245番地及び246番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、㊸の地点から㊾の地点までを順次に結んだ線及び㊸の地点と㊾の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 古湊三等三角点（北緯38度57分00秒 東経139度49分28秒）

㊸の地点 基点 から 248度50分03秒 1,681.79メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 21度54分00秒 1,056.26メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 111度54分00秒 582.19メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 201度54分00秒 85.00メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 291度54分00秒 130.00メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から 201度54分00秒 115.00メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から 291度54分00秒 50.00メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から 201度54分00秒 656.26メートルの地点

㊽の地点 ㊿の地点から 111度54分00秒 180.00メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から 201度54分00秒 200.00メートルの地点

(3) 面積

481,865.80平方メートル

- 5 埋立地の用途
作業基地用地

教育委員会関係

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

局 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月9日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「地方公務員法第22条第1項」を「地方公務員法第22条の2第1項」に改める。

第31条第2項中第26号を第29号とし、第23号から第25号までを3号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の3号を加える。

(23) 高齢者部分休業承認申請書（職員の高齢者部分休業に関する規程（令和6年2月県教育委員会教育長訓令第1号。以下「高齢者休業規程」という。）別記様式第1号による。）

(24) 高齢者部分休業の承認の取消し（休業時間の短縮）同意書（高齢者休業規程別記様式第2号による。）

(25) 休業時間延長申請書（高齢者休業規程別記様式第3号による。）

第31条第7項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業又は高齢者部分休業」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和6年6月10日まで縦覧に供する。

令和6年2月9日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ花沢町店

米沢市花沢町2710番1外

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣 宮 雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町1732番地	小 濱 英 之

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
橋本井園株式会社	宮城県仙台市若林区六丁の目東町5番35号	橋 本 奈 保 子
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町1732番地	小 濱 英 之

3 変更年月日

(1) 2(1)に掲げる事項

- イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
- ロ 株式会社ワークマンに係るもの 令和6年1月26日

(2) 2(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ヤマザワに係るもの 平成27年5月28日
- ロ 橋本井園株式会社に係るもの 令和3年8月22日
- ハ 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成28年4月18日
- ニ 株式会社ワークマンに係るもの 令和6年1月26日

4 届出年月日

令和6年1月26日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年6月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和6年6月10日まで縦覧に供する。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橋 正 喜

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高 橋 淳
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町 野 雅 俊
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 浩 一
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩
株式会社ザ・フォウルビ	東京都千代田区二番町1番地2	田 中 聡
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤 原 祐 介
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早 坂 智 昭
有限会社クーベラ	大阪府大阪市都島区東野田町三丁目7番17号	西 倉 伸 一
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高 橋 秀 雄
その他は未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	高橋 淳
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	町野 雅俊
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八幡 政浩
株式会社ザ・フォウルビ	東京都千代田区二番町1番地2	田中 聡
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早坂 智昭
有限会社クーベラ	大阪府大阪市都島区東野田町三丁目7番17号	西倉 伸一
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高橋 秀雄
株式会社NH C	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番22	鈴木 貞男
その他は未定		

4 変更年月日

令和6年2月8日

5 届出年月日

令和6年1月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年6月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に
 関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和6年6月10日まで縦覧に供す
 る。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ花沢町店

米沢市花沢町2710番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ワ ー ク マ ン	群馬県伊勢崎市柴町1732番地	小 濱 英 之

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,741平方メートル

(変更後) 3,155平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ロ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヤマザワ	午前9時	翌午前0時
橋本井園株式会社		
株式会社ヤマザワ薬品		午後10時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ヤマザワ	午前9時	翌午前0時
株式会社ヤマザワ薬品		午後10時
株式会社ワークマン	午前7時	午後8時

- ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分から翌午前0時30分
 (変更後) 午前6時30分から翌午前0時30分
- ハ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前6時から午後9時まで
 (変更後) 終日

- 4 変更年月日
 令和6年9月27日
- 5 届出年月日
 令和6年1月26日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年6月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に
 関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び三川町役場において令和6年6月10日まで縦覧に供する。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アクロスプラザ三川
 東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正 喜

- 3 変更する事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
青山商事株式会社	午前9時	午後9時
株式会社チヨダ	午前9時	午後9時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時
株式会社ツルハ	午前9時	午後10時
株式会社大創産業	午前10時	午後8時

株式会社カウボーイ	午前9時30分	午後9時
株式会社東北ケーズデンキ	午前9時	午後10時
株式会社ザ・フォウルビ	午前10時	午後8時
株式会社ライトオン	午前10時	午後9時
株式会社ニューライフ・サンワ	午前10時	午後8時
株式会社メガネスーパー	午前10時	午後7時30分
株式会社パスポート	午前10時	午後8時
大和情報サービス株式会社	午前8時	午後10時
未定店舗	午前8時	午後10時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
青山商事株式会社	午前9時	午後9時
株式会社チヨダ	午前9時	午後9時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時
株式会社ツルハ	午前9時	午後10時
株式会社大創産業	午前10時	午後8時
本間物産株式会社	午前9時30分	午後9時
株式会社デンコードー	午前9時	午後10時
株式会社ザ・フォウルビ	午前10時	午後8時
株式会社ライトオン	午前10時	午後9時
株式会社ニューライフ・サンワ	午前10時	午後8時
有限会社天治堂	午前10時	午後8時
株式会社クーベラ	午前8時	午後10時
株式会社NHC	午前10時	午後5時

未定店舗	午前10時	午後7時30分
未定店舗	午前8時	午後10時

4 変更年月日

令和6年2月8日

5 届出年月日

令和6年1月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和6年6月10日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 令和6年2月28日（水） 午前10時

2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
庄内総合支庁4階41号会議室

3 都市計画の変更の案の概要

酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所及び遊佐町役場に備え置いて閲覧に供する。）

4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に令和6年2月22日（木）までに提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
- (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
- (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン 650台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718

3 落札者を決定した日 令和5年11月30日

- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社管理システム山形本部 山形市松栄二丁目2番1号
- 5 落札金額 39,352,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年10月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年7月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和6年1月23日付けで山形県知事から通知があった。

令和6年2月9日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

所管課 (関係課)	監査結果	措置の内容
障がい福祉課	<p>【障がい福祉計画の目標設定とその進捗管理について】</p> <p>目標管理と実績評価の定期的な点検が行われておらず、計画の進行管理体制が構築・運用されていない。</p>	<p>令和4年度における現計画の進捗状況等を検証したうえで、令和5年7月に開催された山形県障がい者施策推進協議会で検証、結果を協議した。</p> <p>協議内容は県のホームページで公表した。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和6年1月23日付けで山形県知事から通知があった。

令和6年2月9日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

所管課 (関係課)	監査結果	措置の内容
会計局会計課	<p>第5章第6-26 県営飯塚住宅</p> <p>①地方公会計の固定資産台帳上の耐用年数適用誤りの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、木造であるが鉄筋コンクリート造の耐用年数等が適用され、建築工事と機械設備工事・電気設備工事が区分されているが全て建築工事の耐用年数が適用されて減価償却費の計算が行われていた。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係る耐用年数登録を修正する必要がある。</p>	<p>固定資産台帳に当該資産の情報を登録する際に、耐用年数の適用を誤ったものである。令和5年1月、会計課において固定資産台帳のデータを修正した。</p>